

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅰ）の算定状況について公表します。

令和6年度算定状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

病名	件数	日数
肺炎	2	9
尿路感染症	5	28
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	0	0
慢性心不全の憎悪	0	0

算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の憎悪
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況について公表します。

令和6年度算定状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

病名	件数	日数
肺炎	2	8
尿路感染症	2	11
带状疱疹	0	0
蜂窩織炎	0	0
慢性心不全の憎悪	0	0

算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の憎悪
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が感染症対策に関する内容を含む所定の研修を受講していること。